

平成25年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年 3 月 29 日				
招 集 場 所	本部町議会議場				
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成25年 3 月 29 日		午前10時00分	
	閉 会	平成25年 3 月 29 日		午前11時40分	
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 14 名		欠 席 0 名		欠 員 0 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	〃
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	〃
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃
※ 会議録署名議員					
14番	喜 納 政 樹	6番	宮 城 達 彦		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
教 育 長	仲 宗 根 清 二	総 務 課 長	上 原 新 吾		
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓		

議 事 日 程

3月29日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		仮議席の指定
2	選挙第1号	議長の選挙

追 加 議 事 日 程

3月29日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
追加1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	選挙第2号	副議長の選挙
4		議席の指定
5		常任委員の選任
6		議長の常任委員の辞任
7	決議第1号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議
8	選挙第3号	本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙
9	選挙第4号	本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙

日程番号	議案番号	件名
10	選挙第5号	沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
11	選挙第6号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
12		議会運営委員の選任
13		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出

○ **議会事務局長 上原正史** おはようございます。議会事務局長の上原正史です。本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長議員の崎浜秀進議員をご紹介します。

(年長の議員 崎浜秀進議員議長席に着く)

○ **臨時議長 崎浜秀進** ただいま紹介されました崎浜秀進です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

本臨時議会は一般選挙後初めての議会です。町長にごあいさつをお願いいたします。

○ **町長 高良文雄** 皆さんおはようございます。ご苦労さんでございます。

先ほどありましたように、改選されて初めての今議会ということで、一言だけごあいさつを申し上げます。

昭和23年3月1日、市町村制が施行されてこのかた、にわか勉強ですが19回目の選挙であったようでございます。そういうことで、議会の権能、議員の権限、いわゆる町民の代表としての負託を受けられたわけですから、ぜひとも皆さん町民の代弁者、代表として、町民の声をどんどん議会で私ども含めて届けていただければと思っております。当然、私ども執行部も私も町民の代表ではありますが、執行部を預かる者として、また皆さんのご意見も十分拝聴しながら、お互い切磋琢磨しながら、町民福祉のために目標、目的は一緒でございますので、取り組んでまいりたいと思っております。甚だ簡単ではございますが、一緒になってまたきょうからスタートでございますので、頑張りたいと思っておりますので、ひとつ皆さんよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○ **臨時議長 崎浜秀進** 町長、退席してよろしいです。

(町長 退席)

ただいまから平成25年第3回本部町議会臨時会を開会します。 開 会 (午前10時03分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定を行います。

「仮議席」は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時04分)

再開します。

再 開 (午前10時04分)

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 喜納政樹議

員及び2番 宮城達彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の漏れはありませんか。

(なし)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検をします。

(投票箱点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。喜納政樹議員及び宮城達彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

暫時休憩します。

休憩(午前10時07分)

再開します。

再開(午前10時21分)

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票。無効投票0票。有効投票のうち島袋吉徳議員8票、大城正和議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって島袋吉徳議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました島袋吉徳議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

島袋吉徳議員、議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。島袋吉徳議員。

○ 議長 島袋吉徳 皆さんおはようございます。

議長就任に当たり一言ごあいさつを申し上げます。このたびの議長選挙において、多くの議員諸賢のご推挙をいただき、誠にありがとうございます。その職責の重さを受けとめ、謹んでお受けいたします。昨今、厳しい社会情勢の中にも我が本部町は今、一步一步と歩んでおります。財政は依然として厳しい状況にありながら、その脱却、まちの活性化、元気のあるまちづくり、町民が安心して暮らし、将来に期待と夢の持てるまちづくりのためには、議会と行政、さらに町民

が一丸となって取り組むことが大切なことだと考えております。議員各位のご理解と各議員のもてる能力やその他の力を発揮し、議員各位が町民の代表として複雑多岐にわたる町民ニーズにこたえるために、しっかりと議論することが大切であると考えます。議会運営にあたりましては、議会は行政のチェック機関であることから、議会に与えられた権能を十分に発揮し、その運営には、公平、公正に努め、町民がわかりやすい議会、開かれた議会づくりに努めてまいりたいと思います。町民を初め、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして就任のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。

○ 臨時議長 崎浜秀進 議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時25分）

○ 議長 島袋吉徳 再開します。

再 開（午前10時39分）

本日の追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了解願います。

追加日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって喜納政樹議員及び宮城達彦議員を指名します。

追加日程第2．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間で決定しました。

追加日程第3．選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、14名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 知念重吉議員及び5番 崎浜秀進議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（な し）

「配布漏れなし」と認めます。

それでは投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。知念重吉議員及び崎浜秀進議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票数14票、無効投票0票です。有効投票のうち喜納政樹議員8票、宮城達彦議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって喜納政樹議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選されました喜納政樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

喜納政樹議員、副議長の当選承諾及びあいさつをお願いします。喜納政樹議員。

○ **副議長 喜納政樹** 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま本部町議会議員副議長の選任を賜り、大変光栄に感じているとともに、その責任の重さを痛感しているところであります。しかし、ご推挙いただきましたからには、議長を補佐し、皆様方のお力添えをいただきまして、円滑なる議会運営と議会の活性化に努めてまいる所存であります。どうか、先輩並びに同僚議員の各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。甚だ簡単ではありますが、就任のあいさつにかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○ **議長 島袋吉徳** 追加日程第4. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。

(議席番号・氏名朗読)

1番 具志堅 勉議員、2番 座間味栄純議員、3番 西平 一議員、5番 松川秀清議員、6番 宮城達彦議員、7番 知念重吉議員、8番 崎浜秀進議員、9番 仲宗根宗弘議員、10番 仲間厚洋議員、11番 崎原 昇議員、12番 大城正和議員、13番 石川博己議員、14番 喜納政樹議員、15番 島袋吉徳。

ただいま申し上げましたとおり議席を指定します。

暫時休憩します。

休憩(午前10時43分)

(休憩中に席の移動を行う)

再開します。

再 開（午前10時46分）

追加日程第5．常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって常任委員は、議長が指名することに決定しました。

総務文教常任委員会委員に、西平 一議員、松川秀清議員、大城正和議員、島袋吉徳議員、知念重吉議員、仲宗根宗弘議員、喜納政樹議員。以上7名。

産業建設常任委員会委員に、宮城達彦議員、具志堅 勉議員、石川 博己議員、崎原 昇議員、崎浜秀進議員、仲間厚洋議員、座間味栄純議員。以上7名。

ただいまの指名のとおり、各常任委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがってただいまの指名のとおり、各常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時49分）

○ 副議長 喜納政樹 再開します。

再 開（午前10時55分）

島袋吉徳議長にかわりまして、副議長で議事を進めます。

追加日程第6．議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、島袋吉徳議長は、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（島袋吉徳議長退場）

島袋吉徳議長からその職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって島袋吉徳議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時55分）

（島袋吉徳議長入場）

○ 議長 島袋吉徳 再開します。

再 開（午前11時00分）

これから各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をいたします。

暫時休憩します。

休 憩（午前11時05分）

再開します。

再 開（午前11時06分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

総務文教常任委員長に西平 一議員、副委員長に松川秀清議員。産業建設常任委員長に宮城達彦議員、副委員長に具志堅 勉議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

追加日程第7. 決議第1号 議会広報調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは、決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議。上記の決議を本部町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月29日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 喜納政樹。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 崎原 昇。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議。下記のとおり、議会広報調査特別委員会を設置するものとする。記、1、名称 議会広報調査特別委員会。2、設置の根拠 地方自治法第110条及び本部町議会委員会条例第4条。3、目的 議会広報の編集及び発行に関する調査。4、委員の定数 5人。5、委員の任期 議員の任期中。6、調査期限 調査終了まで、閉会中もなお調査を行うことができる。以上。

(提案理由) 議会広報は議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報調査特別委員会」を設置する。平成25年3月29日、本部町議会。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。喜納政樹議員外2名から提出されました決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって喜納政樹議員外2名から提出されました議会広報調査特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議会広報調査特別委員会の委員に松川秀清議員、座間味栄純

議員、西平 一議員、具志堅 勉議員、喜納政樹議員、以上5人を指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました5人の議員が議会広報調査特別委員会の委員に決定しました。

これより議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時20分)

再開します。

再 開 (午前11時31分)

休憩中に議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に松川秀清議員、副委員長に座間味栄純議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時31分)

再開します。

再 開 (午前11時35分)

追加日程第8. 選挙第3号 本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町・今帰仁村消防組合議会議員に石川博己議員、知念重吉議員、崎浜秀進議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石川博己議員、知念重吉議員、崎浜秀進議員を本部町・今帰仁村消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました石川博己議員、知念重吉議員、崎浜秀進議員が本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました石川博己議員、知念重吉議員、崎浜秀進議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第9. 選挙第4号 本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に崎原 昇議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました崎原 昇議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員を本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました崎原 昇議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員が本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました崎原 昇議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10. 選挙第5号 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に喜納政樹議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました喜納政樹議員が、沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました喜納政樹議員を、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました喜納政樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11. 選挙第6号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選

にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に仲宗根宗弘議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました仲宗根宗弘議員が、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました仲宗根宗弘議員を、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました仲宗根宗弘議員が議場にいられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第12. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名します。

議会運営委員に仲間厚洋議員、仲宗根宗弘議員、宮城達彦議員、知念重吉議員、喜納政樹議員、西平 一議員、以上の6名を指名します。ただいまの議長指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

これより議会運営委員長及び副委員長を互選していただきます。

休憩します。

休 憩 (午前11時37分)

再開します。

再 開 (午前11時39分)

休憩前に引き続き会議を開きます。これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に仲間厚洋議員、副委員長に仲宗根宗弘議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

なお、北部広域市町村圏事務組合議会議員は、規約によって議長が当組合議会議員となっておりますので報告します。これで諸般の報告を終わります。

追加日程第13. 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会副議長 喜 納 政 樹

本部町議会臨時議長 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 喜 納 政 樹

本部町議会議員 宮 城 達 彦